

庄川サケ増殖調査規則

庄川沿岸漁業協同組合連合会

大前提として、庄川サケ増殖調査は、庄川沿岸漁業協同組合連合会（以下、庄川漁連）が、
ふ化放流事業（増殖）のために行う捕獲、調査となります。

- 1 庄川サケ増殖調査（釣獲調査、以下調査という）の調査員は、調査開始及び終了時に必ず大門大橋上流左岸に設置した受付場所にて、手続きを行う。
※調査開始前に受付にて、本人確認ができる写真付きの書面（運転免許証、一般旅券、社員証など）の提示をお願い致します。特別採捕許可証（庄川漁連預かり）と照合の上、腕章を受取り、調査開始となります。
※調査終了後、腕章のご返却、釣果報告、HPでの報告書の提出を必ずお願い致します。
- 2 調査区間は、高岡大橋下流付近（河口から5.0km）より新幹線高架橋付近（河口から9.0km）まで約4.0kmの定められた区域とする。①大門大橋上流左岸 ②高岡大橋下流左岸
- 3 調査時間は、8時30分～14時30分とし、受付開始は、8時から、終了受付の完了は、15時までとする。
- 4 調査においては、腕章、ライフジャケットとともに、健康保険証を持参し、これを常に着用又は携帯しなくてはならない。調査に使用する釣具は、ルアー釣り、のべ竿餌釣り、フライ釣りの三種類、フックはシングルフック2本までとし、竿は一人一本とする。
※ライフジャケット、ストリンガー、釣具の貸し出しは行いませんので、必ずご持参ください。
- 5 指定区域以外、定めのない採捕は、これを禁止する。
- 6 釣獲尾数に制限はないが、メスは全数回収とする。
※オスは、増殖に支障のない場合に限り、3尾まで持ち帰りを認める。
- 7 釣果があった場合は、すぐに管理棟へ電話連絡をする。
釣られたサケは、生かした状態で、設置された生簀へ入れるかストリンガーにつなぎ、回遊させておく。弱らないよう丁寧に扱い、キャッチアンドリリースは禁止とする。 ※ストリンガーは必ずご持参ください
※釣られたサケがメスと判断されたら、速やかに針を外し、計測は行わず、弱らせないよう丁寧に扱う。オスは全長のみを計測し、体重の計測は行わないものとする。
※サクラマスが釣れた場合は、採卵に使用するため、性別に関係なく計測はせず、全数回収するものとする。
- 8 オスメスの判断、回収は駆け付けた監視員が行うため、独断での、持ち帰りを禁止とする。
場合によっては、回収、積み込み作業など協力するものとする。
- 9 調査にあたっては、調査員同士、互いにルールとマナーを守り、場所の独占や迷惑行為はやめてください。
※タバコの吸殻やゴミ、釣具（ライン、針など）の放棄は絶対にせず、各自、必ず持ち帰ってください。
- 10 区域内に於ける事故及び盗難について、庄川沿岸漁業協同組合連合会は賠償責任を負いません。
※貴重品などご本人で管理して下さい。
- 11 調査区域内でも、アユ釣りなど他魚種の遊漁者もおられるので、場所取りなど配慮願います。
- 12 急に深くなっている箇所、流れの速い箇所があります。急に増水することもあり、危険です。
河川状況をしっかり確認、把握し、立ち込んでの釣り、足場の悪い場所での釣りは行わないようにしてください。
浅瀬で渡ることが可能でも、対岸からの釣りは禁止です。監視員の指示に従って、安全第一で行動してください。

- 13 大雨洪水警報等が発令された場合、降雨による河川の増水や落雷、強風等で実行が危険であると判断した場合、調査を中止し、速やかに退去していただくこととなります。監視員の指示に、必ず従ってください。
- 14 調査規則の違反行為があった場合は、即時調査を中止させ、資格を直ちに剥奪する。
- 15 調査員は、調査終了後、受付場所にて、釣果尾数の報告をし、腕章を返却しなくてはならない。
- 16 調査終了当日、速やかに HP 上において、「庄川サケ増殖調査報告書」を必ず記入し、提出しなくてはならない。
- 17 メス、規定尾数以上のオスの持ち帰りはあってはならないことであり、受付終了の際、クーラーボックスなど、持ち帰るサケを確認させていただきます。
- 18 調査員は、庄川漁連に対し調査員が以下の各号のいずれにも該当する者（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを、確約するものとする。
(1)暴力団員 (2)暴力団準備成員 (3)暴力団関係企業
- 19 庄川漁連は、調査員が第 18 項に定める反社会的勢力に該当する者と判明した場合、催告その他の手続を要することなく、調査員たる資格を直ちに剥奪するものとする。
- 20 会長は、調査の実施にあたって、大門観測所の水位計が 4.0m を超えた場合、河川放流量が毎秒約 100 トンを超えた場合、大雨洪水警報等が発令された場合、降雨による河川の増水や落雷、強風等で危険であると判断した場合、危険であると判断した場合など、天候及び河川状況を総合的に判断し、調査実施が困難であると認められるときは、調査中止を決定するものとする
- 21 庄川漁連は、調査前日の午後 5 時までに、翌日の調査実施が危険であると判断された場合には、庄川サケ増殖調査 HP に中止決定のお知らせを掲載し、採捕前日の午後 5 時以降において、緊急に中止をせざるを得ない場合にも、同様に随時、掲載するものとする。
※中止連絡の速報は、庄川サケ増殖調査 HP の最新情報にてお伝えしますので、必ずご確認ください。
- 22 調査実施日の調査日当日、調査途中において、第 20 項の調査中止の事由が生じた場合は、会長により調査中止及び中断を決定するものとする。中止、中断によって調査員が被る損害の一切の責任を負わないものとする。
- 23 第 22 項の調査中止及び中断の場合にあつては、庄川漁連は、速やかに会長の命により、調査員への告知に努めることとし、調査員は、速やかに支持に従い、受付場所にて、釣果尾数の報告をし、腕章を返却しなくてはならない。
- 24 調査員の調査参加確定通知後に、事情により調査に参加しなかった場合、施設利用料返金規則に沿って、状況に応じて、施設利用料を返金するものとする。
- 25 調査規則の違反行為があった場合は、即時調査を中止させ承認を取消すと共に、次年度以降の参加を拒否することとなります。その際、施設利用料は返金致しません。
- 26 庄川漁連は、応募者の個人情報を厳重に管理し、紛失、漏洩などないよう努める。
- 27 調査員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に協力するよう努める。
- 28 増水による河川形状の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、開催中止または、調査区域、内容に大きな変更が発生する場合がございます。
- 29 調査員は、上記の規則に同意した上で、応募するものとし、上記以外の事情が生じた場合は、庄川漁連と協議することとする。